

姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業に係る運行事業者公募要領

1 趣旨

この要領は、姫路市花田町高木地域の公共交通空白・不便地域の解消を目的として、「コミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドライン」に基づき運行を実施している「姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業」の運行事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 運行内容の概要

(1) 運行内容

別添「姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業計画案」のとおり

(2) 事業手法

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業について、同法第4条第1項の許可を受けて、旅客の運送を行うものとする。

(3) 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、運行事業者に対する補助金に係る令和8年度の予算が成立することを条件とした公募であるため、予算成立の事情により、事業内容を変更することがある。

(4) 補助金

別添「姫路市乗合タクシー運行事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲において補助金を交付する。

(5) その他

運行内容等について、運行開始後の運行及び利用状況等により変更する場合がある。

3 実施日程

本公募に係る主な日程は、次のとおりとする。

日 時	項 目
令和7年10月31日（金）	参加申込書等の提出及び質問の受付の開始
令和7年11月25日（火）午後5時	質問受付締切
令和7年11月27日（木）	質問回答（予定）
令和7年12月10日（水）午後5時	参加申込書等の提出締切
令和7年12月16日（火）	面接ヒアリングの実施（予定）
令和7年12月22日（月）	選定結果の通知（予定）

4 参加資格

参加申込みをする資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 姫路市内及び隣接市町で運行業務を行う道路運送法第4条第1項の許可を受けた同法第9条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 兵庫県タクシー協会姫路支部から推薦を受けた者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税を滞納していない者
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
 - ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
 - エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

5 参加申込み

参加に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 兵庫県タクシー協会姫路支部からの推薦状
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 前項第5号に規定する税目について未納がないことの納税証明書 （公告日以降の原本）
- (5) 提案書

A4又はA3サイズの手紙を用い、A4サイズにまとめて提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。提案書のみ、部数を原本1部、副本7部（1部ずつまとめること。）作成すること。

なお、提案書には、次の事項を記載すること。

ア 表紙

※ 「姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業」及び「事業者」を明記すること。

イ 事業者の概要（様式第 3 号）

ウ 事業実施における参加申込者の強み（運行管理体制や業務地及び周辺地域での運行状況等）

エ 事業実施についての提案事項並びに参加申込者の方針（事業実施体制等）

オ 見積書

※ 事業内容ごとの補助対象経費の見積額、内訳及び事業全体の合計額を明記すること。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

※ 値引表記については行わないこと。

カ その他特記事項

※ 提案内容又はその他事項で特にアピールしたい事項、特記すべき事項があれば記載すること。

6 参加申込書等の提出

- (1) 受付期間：令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）から同年 1 2 月 1 0 日（水）まで（持参の場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (3) 配布方法：姫路市都市局交通計画部地域公共交通課ホームページで提供する。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000009102.html>)
- (4) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

7 提案書作成に関する注意事項

- (1) 別添運行計画案及び第 9 項第 2 号の審査項目を参考に提案すること。
なお、運行計画案は、現在想定しているものであり、これを上回る提案をしても差し支えない。
- (2) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。
- (3) 社会的規範を遵守することはもちろんのこと、実現性のある提案を行うこと。
- (4) 参加申込書等必要書類の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面（様式不問）で連絡すること。
- (5) 提出する提案は、各参加申込者 1 件までとする。
- (6) 要求した資料以外のものは、審査の対象としない。
- (7) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (8) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (9) 提出された書類は、返却しない。
- (10) 提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は、認めない。
- (11) 提案に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

8 質問の受付及び回答

公募要領に関して質問する場合は、質問書（様式第 4 号）に質問事項を記載し、令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）午後 5 時までに持参するか、問合せ先のメールアドレス宛てに電子メールで送信する

こと（電話での質疑には回答しない。）。

なお、質問受付締切日以降の質問は、一切認めない。

回答は、令和7年11月27日（木）以降速やかに、電子メールにて参加申込者全員に全質問と回答を送付する。

9 運行事業者選定

(1) 審査方法

選定会議において、提案書の内容について、次に掲げる各審査項目に基づいて総合的かつ公正な審査・評価を行い、最も高い評価の者を最優秀者とする。

(2) 審査項目

審査項目	審査内容	配点
事業の実施体制等	○ 事業実施体制 ・ 事業者の業務体制（車両及び台数、人数等）、予約の受付方法、対応可能な受付開始及び終了時間、予約車両との連絡方法、運行方法の決定プロセス等 ○ 事業への理解度 ・ 地域活性化に関する考え方、地域公共交通の果たす役割、類似業務の運行実績等 ○ 受託意欲	40
運行の安全確保	○ 安全性に対する取組 ・ 安全運行に関する教育体制、運転手の管理体制等 ○ 緊急時の対応 ・ 災害時の処理体制、当日キャンセル時の対応方法等	20
利用者の利便性確保	○ 安定したサービス供給能力 ・ 複数台の運行が必要な場合の対応、通常業務と区別等 ○ サービス向上への取組 ・ 高齢者や障がい者等への配慮、苦情への対応方法等	30
補助対象経費の見積額	(提案内容と金額のバランス)	10

(3) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、参加申込者が2者以上の場合または提案書の内容について疑問がある場合に、提案書に関するプレゼンテーション及び委員（市職員で構成）からの質疑により実施する。

なお、評価の対象となるため、できるかぎり担当者が出席し、説明を行うこと。

ア 日時（予定：変更する場合がある。）

令和7年12月16日（火）

※ 時間、場所等の詳細については、後日連絡する。

イ 時間配分

プレゼンテーション10分、委員からの質疑10分程度を予定

ウ その他の注意事項

(ア) 補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は、認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を使用する場合において、その内容を印刷したものは、この限りでない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(イ) 視聴覚機器について

視聴覚機器を使用する場合は、市の担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を参加申込者において準備が必要な場合がある。）。設置・撤収時間は持ち時間に原則として参入しないが、時間が長くなり審査に影響が出る場合は、当該機器の使用を認めない場合もあるので注意すること。

(ウ) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

10 選考結果の通知及び公表

- (1) 選定の可否結果は、速やかに各参加申込者宛てに書面で通知するとともに、姫路市都市局交通計画部地域公共交通課ホームページにて公表する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

11 その他留意事項

- (1) 基本的に提案内容に沿った形で協定を締結するが、本公募における提案はあくまで運行事業者選定の審査材料となるものであるため、実際の協定締結及び事業推進に当たっては、市と協議した上で事業内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本公募の参加資格を無効とする。
 - ア 期限までに提案書等を提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (4) 最優秀者決定後、最優秀者が協定締結までの間に第4項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、最優秀者の決定を無効とし、協定を締結しないことがある。
- (5) 最優秀者は、協定の締結までに、市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）様式第1号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (6) 参加者から提出された書類については、本公募の目的の範囲において複製を作成することがある。
- (7) 実施日程に変更がある場合は、指示に従うこと。

12 書類の提出先及び問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市都市局交通計画部地域公共交通課（姫路市役所本館7階）（担当：田中、中堀）

電話 079-221-2493 FAX 079-221-2557 E-mail : kotukeikaku@city.himeji.lg.jp